

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

① 第三者評価機関名

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

② 施設・事業所情報

名称：松山市立堀江保育園	種別：保育所
代表者氏名：園長 石丸 詩子	定員（利用人数）： 70（65）名
所在地：松山市堀江町甲1654番地9	
TEL：089-978-0356	ホームページ： https://www.hukuzumikai.com
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 昭和24年12月27日設立（平成20年4月1日松山市より委託）	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 福角会	
職員数	常勤職員： 12名 非常勤職員 6名
専門職員	（専門職の名称） 名
	保育士 14名
	管理栄養士 1名
	調理師 3名
施設・設備 の概要	（居室数） 7室 （設備等）
	保育室5（うち1室に調乳室含） 調理室1、職員室1 木造1階建て

③ 理念・基本方針

<理念>

社会福祉法人 福角会は、「この子らを世の光に」の心を心として、全ての人たちが地域の中で安全で安心して暮らせる豊かな生活の実現を目指します。

<保育理念>

地域や保護者とともに、安心して生活できる環境のもと、子ども一人ひとりが様々な体験を通して、仲間とともに自分らしく生きる力を育てる。

<保育方針>

- ・遊びを通して、子ども一人ひとりの伸び行く可能性を大切に育てる。
- ・地域や家庭との信頼関係を築き、協力しあいながら子育てをする。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- ・一般事業主行動計画を策定し、平成26年5月1日付で「くるみん（厚生労働省の子育てサポート企業認定制度）」の認定を受ける。

(保育所版)

- ・休日保育事業、一時預かり事業に取り組み、随時子育て相談にも応じている。防災士が2名在籍し、有事の際の指定緊急避難場所の提供等、公益的な取り組みも行っている。
- ・自然に恵まれた環境の中、定期的に異年齢園外保育（るんるんウォーク）を実施している。
- ・子ども達が自然に親しみ、創造性を発揮して主体的に活動できるコーナーが設置されている。また、法人内の就労支援事業所と連携し、年長児のパン作り体験や週1回のパン給食が実施されている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成31年4月16日（契約日） ～ 令和2年2月6日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3回（平成26年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

当園は、平成20年4月に松山市から社会福祉法人福角会に運営委託された公設民営の保育園である。法人理念「この子らを世の光に」の心については、年度初めの職員研修において、理事長自ら表明し、全職員の共通認識のもと日々の業務にあたっている。

平成26年に実施した福祉サービス第三者評価において改善を求められた点を含め、総合的な運営体制は法人全体で見直し、改善が図られている。特に、法人を主体に様々な委員会を組織し情報共有や検討を行いながら、それぞれの課題に対するビジョンを達成するための中・長期計画を10年スパンで策定し、さらに3年ごとの見直しが行われている点においては、特に高く評価できる。

職員一人ひとりの就業状況や意向・要望等も定期的に確認され、より働きやすい職場づくりに向けての取り組みが組織的に行われている。定期的な自己評価は、職員一人ひとりが自らの保育実践を振り返り、組織的な保育サービスの質向上に向けた取り組みとして高く評価できる。

◇改善を求められる点

- ・法人との連携のもと、当園独自の単年度事業計画の内容をさらに充実させ、課題や問題点を明らかにし保育計画に反映させていく組織的な取り組みを期待したい。
- ・保育の標準的な実施方法について、一部策定されているが、今後全般にわたって文書化することが望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

前回の改善点であった中・長期計画については、法人全体で取り組んだ結果、高い評価をしていただきました。保育園としては、前回の受審からマニュアルの見直しや保育について検討等、園全体で取り組み、その結果が今回の評価となり、職員の励みや自信になりました。

今後は、法人と連携しながら、保育園独自の計画やマニュアル等充実させ、文書化することで職員が共通認識を持ち、子ども一人ひとりを大切に保育に取り組んでいきたいと思えます。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 理念・基本方針は、松山市公立保育園の理念及び基本方針、並びに法人独自のものが明文化され法人のホームページ、パンフレットにも明示されている。保護者には入園時「園のしおり」を配布し、説明されている。職員には法人内の職員研修会において理事長から理念の成り立ち等を説明する場が設けられ、周知されている。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 園長は、行政や民生・児童委員との連携を通して、事業経営をとりまく制度改正及び地域福祉等の動向についての現状把握に努めている。財務に関しては法人が担い、10年先までの収支計画が策定され経営分析も行われている。経営状況は、2か月ごとに施設長会で確認され3か月ごとに事務局だよりで職員にも周知されている。		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 法人で運営する各施設の経営状況は、冊子にまとめられ全職員に共有されている。課題解決についても法人全体で積極的な取組みが行われ、税理士による定期的な助言・指導も受けている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 法人の理念・基本方針の実現に向け、収支計画を含めた中・長期計画が10年スパンで策定されている。明確なビジョンに対し数値目標も含んだ財務・施設整備・人材育成・防災減災計画等も具体的に示されている。3年ごとの見直しも行われている。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 法人として定められた中・長期計画と整合した単年度計画が策定されている。今後は、法人と連携した園独自の事業計画の内容の検討を期待したい。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・Ⓑ・c
<コメント> 法人が策定した事業計画は、事務局だよりを通じて全職員に周知され、職員研修で説明されている。園独自の単年度事業計画は、行事計画や事業報告となっているため、法人の中・長期計画と整合した具体的内容の策定を期待したい。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・Ⓑ・c
<コメント> 法人の事業計画は、ホームページで自由に閲覧できる。また、保護者には年度初めに園のしおりを配布し周知するよう努めている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	Ⓐ・b・c
<コメント> 5年前に第三者評価を受審し、課題の改善に向けた取組みが継続的に行われている。また、年に1回公立委託園アンケートを実施し、分析された課題について職員会議で話し合い、改善に向けた取組みがなされている。		

(保育所版)

9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>評価結果を基に分析し、明確にされた園の課題を職員間で共有している。段階的な取組みを要する課題については、法人の中・長期計画及び単年度計画に取り入れ、計画的に取組みがなされている。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園長の役割と責任については、園長不在時の権限委任等を含め、職員の役割と責任を明確にした職務分掌を文書化している。さらに、園長は組織的な園の経営・管理において自らの役割と責任を職員会議等で表明している。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>遵守すべき法令については業務管理体制整備規程で明文化され、閲覧できるようにしている。また、法人内にコンプライアンス委員会が設置され、法人全体で組織的に取り組んでいる。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年度当初に組織体制を整え、一人ひとりの職員が業務に意欲をもって取り組めるよう園長の思いを職員に伝えている。また、園長は年4回個別育成シートを基に職員面談を行い、必要に応じて助言・指導を行っている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>人事や財務等の管理は法人が担い、園長と連携している。園長は、保育サービスの質の向上に対し、与えられた権限の中で業務の効果を高めるよう努めている。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>人材確保・人事管理については法人が一括して所管し、中・長期計画で各職種の人材採用計画が定められている。人事考課マニュアルが作成され、公平・公正な人事考課が実施されるとともに、キャリアパスプログラムについても職員研修で説明されている。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>総合的な人材管理は法人が行っている。法人が作成した人事考課マニュアルにおいて、ビジョン達成のための人事管理及びキャリアパス等の具体的取組み等が明文化され、その内容は冊子にまとめられている。冊子は全職員に配布されるとともに、職員研修で説明されている。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>一般事業主行動計画を策定し、実践の結果、平成26年5月1日付で「くるみん」の認定を受ける。法人本部に労務課担当者が設置され、個々の就業状況や意向について定期的に把握し見直す仕組みが構築されている。また、ワークライフバランスに配慮した様々な規程やマニュアル、支援プログラムが策定され、働きやすい職場づくりに向けての組織的な取組みが行われている。定期的な法人コンプライアンス委員会の開催や相談内容ごとの担当者窓口設置等、職員の心身の健康についても配慮されている。全職員に従業者意識調査アンケートを実施し、反映させている。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>法人が定める「期待する職員等」は、理事長メッセージとしてホームページで表明され職員研修でも説明されている。園長は、職員自らが作成した目標管理シートを基に、年4回の面談で取組み状況を確認している。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>研修計画は、職員一人ひとりの目標を基に受講できるよう策定されている。法人内職員研修は、組織として明示されている基本姿勢に基づき、キャリアパスプログラム階層に応じて実施されている。</p>		

(保育所版)

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 全職員に対し園内外における教育・研修の機会が確保され、職務に関する知識・技術の習得に努めている。研修後は研修報告を作成し、回覧により全職員に周知され園全体の質の向上につながられている。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 実習生の受入れは、マニュアルに基本姿勢や受入れ窓口の設置など明確にされ、組織的な取組が行われている。大学等との連携も図っている。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 園のしおり・パンフレット・ホームページで、保育園の理念・基本方針や保育内容等が公開され、第三者評価の結果も公表されている。また、法人の理念や取組み、財務情報等についてもホームページで適正に公開されている。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 経営・財務については法人が担い、規程に基づき適正に事務・経理や取引等が行われ園長に報告されている。また、外部の会計専門家による監査も年1回実施し、助言や確認、アドバイスを含め指導を受けている。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 園の行事に地域住民や民生・児童委員を招待することや、近隣の公園を借り行事を開催する等、日常の保育の中で地域交流を実施している。公園の清掃活動や定期的な地域の老人施設の訪問交流等、さらに交流を広げている。		

(保育所版)

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>法人のボランティア受入れ規程に基づき、中学校の職場体験など広く受入れを行い、受入れ体制を整備している。</p>		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の関係機関がリスト化され、職員に周知されている。園長は、堀江っ子健全育成会議に参加し、地域の小学校・幼稚園・保育所・警察・防犯協会等との定期的な連携や情報共有がなされている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握するための取組が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>法人全体で年に1回福角会祭を開催し、地域住民と交流することで地域の福祉ニーズの把握や、法人内の様々な施設の特性を生かした相談事業等の情報発信及びニーズに基づいた新規事業拡大の手掛かりとなっている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>休日保育事業・一時預かり事業に取り組み、随時子育て相談にも応じている。防災士が2名在籍し、有事の際の指定緊急避難場所の提供等、公益的な取組みも行っている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>3か月に一度セルフチェックを行っている。人権擁護の意識をもって保育が実施されているか振り返り、法人で作成された「不適切にならないための事例集」を参考に勉強会が行われている。また、定期的に法人の人権委員会に参加し、その内容を全職員に伝達し共通理解が深められている。</p>		

29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>法人でプライバシー保護についての規程・マニュアルが作成され、周知されている。プライバシー保護については、日常の保育の様々な場面で配慮されている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>法人・園のホームページ、園のしおり、パンフレットに、理念・基本方針や保育内容はじめ保育サービス等必要な情報を掲載し、保護者にわかりやすく説明している。希望に応じて見学者にも情報が提供され、柔軟な対応がなされている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年度初めに全家庭に園のしおりを配布し、運営規程や重要事項説明書など必要な情報は常時掲示するなど配慮している。また保育の開始及び変更については、その都度全家庭に文書を配布し必要に応じて個人的に説明されている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>他の保育園への転園は、定められた様式により文書で引継ぎが行われている。家庭保育への移行や保育終了児童についても一時保育や相談窓口を口頭で知らせている。今後は、その内容を記載した文書の整備を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>年度初めの意向調査や公立委託園アンケート・行事後のアンケートの実施等、保護者の意見を把握する仕組みが整えられている。今後、把握された課題について、具体的改善に結びつく仕組みや記録の整備を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みは適切に整備され、園のしおりや掲示等で保護者に周知されている。苦情解決マニュアルが作成され、収集された内容については、マニュアルに従い対応、管理されている。職員には朝礼・職員会で報告され、保護者には園だよりや文書を配布し公開されている。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園のしおりに相談窓口や仕組みについて明文化し、入園時に説明されている。日常的に送迎時等にも気軽に相談に応じる体制であることを直接伝え、相談しやすい環境を整えている。事務所内の休憩室を活用し、プライバシーに配慮した相談スペースの確保にも対応している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>対応した意見や要望については朝礼や連絡ノートに記入し、職員全員に周知されている。また、必要に応じて保護者への説明が行われている。今後は、緊急時の迅速な対応の手順や園長不在時の対応を含めた具体的な対応マニュアルの整備を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人にリスクマネジメント委員会が組織され、園にはリスクマネジャーとして担当責任者が明確にされた危機管理体制が構築されている。1か月単位でヒヤリハット・事故報告を収集・分析し、改善策について園内研修で話し合わせ、再発防止に努めている。その取組みは法人に報告され、広報誌により法人全体に情報共有されている。様々なリスクに対してマニュアルも整備され、法人全体での組織的な取組みがなされている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症対策の責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。保健衛生に関する基本マニュアルが作成されており、職員へ周知されている。感染症が発生した場合は、掲示板を活用し迅速に情報提供されている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人で危機管理委員会が設置され、防災に関する様々なマニュアル・BCP計画（事業継続計画）、また有事の際の様々なシステムの導入や支援協定等、充実した安全確保体制が組織的に整備されている。園独自の防災計画・危機管理マニュアルも作成され、立地条件上想定される災害に関しても具体的訓練が実施されている。危機管理委員を中心に、情報提供や備蓄管理、非常持ち出し袋等の点検も定期的に行われている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保育の標準的な実施方法については、確認できるものとできないものがあり、より適切な文書化を期待したい。さらに、子ども一人ひとりの発達や保育全般にわたった内容の充実と、それに基づいた保育サービスが適切に実施されることを期待したい。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保育の実施方法についての必要な見直しは、職員間で日常的に意見交換されている。今後はその内容について書面化し、全職員が共通認識のもとで保育の質の向上を目指し取り組むことに期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に策定している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもに関する情報は、入園時面接や保護者の意向調査等で把握し、児童票に記録されている。今後、これらの情報について、3歳以上児の指導計画にも反映され、記録上の工夫や書式の検討を期待したい。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>指導計画は、定期的に園長・主任保育士が確認、助言・指導し、職員会において全職員参加のもと課題の見直しが行われている。今後は指導計画に反映させる標準的な実施方法を明確にし、共通の課題のもと計画の見直しが行われることが期待される。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの保育の実施状況は統一した方法で適切に記録され、主任保育士による確認や指導が行われ、職員会議で全職員に報告されている。また、配慮が必要な子どもについては定期的にケース会議を開催し、関連機関と連携している。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの情報は、法人が策定している個人情報保護マニュアルに基づき適正に管理されている。当園独自のマニュアルも作成されている。保護者には園のしおりを通して「個人情報保護に関する基本方針」を知らせ、同意書を得ている。</p>		

A-1 保育内容**1-(1) 保育課程の編成**

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c

所見欄

園の保育理念・保育方針・目標に基づき、子どもや家庭の状況、地域や保育時間を考慮した「保育の内容に関する全体的な計画（全体的な計画）」を編成している。
--

1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	Ⓐ・b・c

所見欄

園舎は樹の素材が生かされた温かみのある造りで、施設内には園外保育で集めた秋の自然物をたくさん使った制作物が展示され、やさしい印象を受ける。発達段階に応じた玩具を使いやすい場所に設置し、空き箱や廃材を自由に使って遊べるコーナーも整備されている。また、施設内外や玩具等を定期的に消毒し衛生管理に努めながら、子ども達が安心して心地よく過ごせるよう環境が整えられている。

海が近く、園内に海のフナムシや小蟹が日常的に見られるような自然に恵まれた環境で、園庭には木材等の自然の素材を利用して遊べるコーナーが設けられ、子ども達が自然に親しみ、創造性を発揮し主体的に活動できるよう工夫されている。

職員は、子ども一人ひとりの家庭環境や保護者の意向を把握し、発達段階や個人差に配慮して丁寧に保育するよう心掛けている。

3歳未満児には、個別の指導計画が作成され、家庭と連携しながら、それぞれの子どもの状況や育ちに合わせ、無理なく基本的な生活習慣が身につくよう配慮している。

3歳以上児には、集団の中で得た達成感が更なる意欲につながるよう、基本的な生活習慣の自立を目指した保育が行われている。当番活動や定期的な異年齢児との関わり等、思いやりの心を育て協同的な活動ができるよう配慮されている。

障がいのある子どもを受入れる環境も整備され、必要に応じて法人内の障がい児支援施設くるみ園や専門機関と連携を取る仕組みがある。個別の成長記録は職員で共有され、継続的に成長を支援している。

午後8時までの延長保育を実施している。通常保育から延長保育への引き継ぎ事項は、クラス保育日誌を活用し、確実に保護者に伝わるように配慮されている。延長保育及び一時保育は、0・1歳児保育室を使用し、子どもがゆったり過ごせるようパーティション等で工夫されている。

小学校との連携については、全体的な計画の中に位置づけられた「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」について毎日確認し、記録している。保護者には懇談会等を通して一人ひとりの育ちを伝え、安心して就学を迎えられるよう配慮されている。

1- (3) 健康管理

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	Ⓐ・b・c
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	Ⓐ・b・c
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

所見欄

健康管理に関する基本マニュアルと保健計画を作成し、職員間で共有されている。睡眠チェックは1歳児まで行われ、SIDS（乳幼児突然死症候群）の情報は園内研修で職員に周知され意識を高めている。

健康診断や歯科検診結果は、掲示や定められた様式で保護者に伝えられ、治療が必要な場合には受診を勧めている。

アレルギー対応マニュアルに沿ってチェック体制が整備され、主治医の指示のもと、保護者と連携しながら適切な対応が行われている。今後、保健日誌等を作成し記録を残していくことが期待される。

1- (4) 食事

	第三者評価結果
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	Ⓐ・b・c

所見欄

食育計画に基づき、様々な食育に関する取組みが実施されている。「るんるんウオーク（異年齢混合での園外保育）」では、給食を弁当箱に詰めて青空給食を実施したり、毎月のクッキング体験や野菜の栽培等を通して、食べる楽しさや食への感謝の気持ちなどを保育の中に取り入れている。

また、法人内の就労支援事業所と連携し、年長児のパン作り体験や週1回のパン給食が実施されている。これらの取組みは、年2回給食だよりを発行し保護者に伝えられている。

A-2 子育て支援

2- (1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

日々の送迎時の会話や3歳未満の連絡帳の活用等、日々の子どもの情報を共有し保護者との信頼関係を築いている。

(保育所版)

2- (2) 保護者等の支援

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉠・b・c
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害のある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉠・b・c

所見欄

子育て支援担当者を園のしおりに明記し、保護者には入園式で説明している。また、日々の保育については写真掲示やホームページ掲載、親子参加の行事・個別懇談会の実施等で保護者に公開し、共通理解を得るための取組みがなされている。

児童虐待対応マニュアルが整備され、早期発見・対応につなげるよう努めている。また発見した際は、速やかに関連機関と連携できる体制が整えられ職員にも周知されている。

A-3 保育の質の向上

3- (1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉠・b・c

所見欄

職員は定期的に自己評価を実施し、それを基に年4回、園長が目標管理面接を行い必要に応じて助言し改善を行っている。また、日々の保育は、園長・主任保育士を中心に全職員で評価し、職員会で討議され職員相互の意識の向上につなげている。